

○東京藝術大学危機管理規則

〔平成25年1月24日〕
制 定

改正 平成25年3月28日 平成25年10月24日
平成28年3月24日

(目的)

第1条 この規則は、本学において発生する様々な危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で「部局」とは、事務局、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。

2 この規則で「部局長」とは、前項に掲げる部局の長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規則に定める危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
- (2) 学生、教職員等の安全に係る重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きい事象
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他前各号に相当するような重大な事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象

(危機管理のための学長等の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理を総括し、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事は、学長を補佐し、全学の危機管理の充実に努めなければならない。
- 3 部局長は、当該部局の危機管理を総括し、当該部局の危機管理の充実に努めなければならない。
- 4 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理総括補助者)

第5条 本学に、本学における危機管理に関する情報を一元的に管理するため、及び学長を補佐するため、危機管理総括補助者（以下「総括補助者」という。）を置く。

- 2 総括補助者は、総務・財務・施設担当の理事をもって充てる。

(危機管理の充実のための措置等)

第6条 学長、理事及び部局長は、法令及び関係する本学規則等に従い、学生、教職員等が本学に起因する危機により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

2 学長、理事及び部局長は、危機事象が発生した場合には、学生、教職員等に対し必要な情報提供等を行うものとする。

(危機管理委員会)

第7条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

(危機事象に関する報告及び対処)

第8条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、最寄りの部局又は所属の部局に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局の関係者は、速やかに当該危機に関係する部局長に報告しなければならない。

3 当該危機に関係する部局長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、原則として学長及び総括補助者に報告するとともに、当該危機の状況を確認し、当該危機事象が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、総括補助者と対処方針を協議しなければならない。

4 前項の対処方針の協議結果は、速やかに総括補助者から学長に報告しなければならない。

(危機対策本部の設置等)

第9条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事

(3) 総括補助者

(4) その他学長が必要と認めた者

3 対策本部に本部長を置き、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

4 対策本部に副本部長を置き、学長が指名する理事をもって充て、本部長を補佐する。

5 対策本部の事務は、総務課が当該危機事象に関係する事務局の課及び部局の協力を得て行う。

6 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 学生及び教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理に当たり、役員会等の審議を含め本学規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

(部局における危機への対処等)

第11条 部局長は、当該部局のみに係る危機事象であって当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、その内容、対処状況等を適時、学長に報告するものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第12条 学長が出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名する理事が、この規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。